2026年10月26日

各 位

会 社 名　株式会社ベリテ
代表者名　代表取締役社長ＣＥＯ　ジャベリ・アルパン・キルティクマール
（コード番号：9904　東証スタンダード）
問合せ先　管理本部長　常川　博之
（TEL．045－415－8821）

財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結に関するお知らせ

当社は、取引金融機関２行との間のコミットメントライン契約等に基づき、運転資金として継続的に借入れを行っております。2025年４月１日以降、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約による借入れにつきロールオーバーを繰り返しておりましたが、個々の借入れごとの開示を行っておりませんでしたので、これらの借入れのうち元本の額が基準額以上のものにつき下記のとおりお知らせいたします。

記

１．借入れの概要

(1) 株式会社三菱ＵＦＪ銀行とのコミットメントライン契約等に基づく借入れ

・極度額：1,200百万円

・借入れの方法：毎月、既存の借入れを返済し、同時に新たに借り入れております（元本700～1,100百万円）。

(2) 株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に基づく借入れ

・極度額：800百万円

・借入れの方法：原則として３か月ごとに、既存の借入れを返済し、同時に新たに借り入れております（元本500百万円）。

(3) 相手方の属性　国内銀行

(4) 担保の内容　なし

(5) 個々の借入れの締結日、元本の額及び弁済期限　別表のとおり（計24件）

(6) 開示の対象とした借入れ

個々の借入れの元本の額が、直前事業年度末の純資産額の10%に相当する額（以下「基準額」といいます。）以上のものを開示の対象としております。基準額は、2025年４月１日から2026年３月31日までに締結したものについては446.7百万円、2026年４月１日以降に締結したものについては422.0百万円です。

上記の借入れは、いずれも元本の額が基準額以上のものです。元本の額が基準額未満の借入れ（株式会社三菱ＵＦＪ銀行：2025年８月１日の200百万円及び2026年１月30日の100百万円、株式会社みずほ銀行：2025年８月１日の100百万円及びその継続分並びに2026年７月31日以降の400百万円）は含めておりません。

(7) 財務上の特約の内容　別記のとおり

２．開示を行っていなかった理由

上記のコミットメントライン契約等は、その存在、借入残高及び財務上の特約の内容を、有価証券報告書及び半期報告書の「経営上の重要な契約等」において開示してまいりました。

当社は、ロールオーバーによる個々の借入れについて、実際の資金の移動を伴わないことから、適時開示の対象外であると認識しておりました。しかし、契約上、個々の借入れごとに金銭消費貸借契約が成立していると解釈するのが相当との判断に至ったため、本日開示するものです。

３．今後の対応

今後は、元本の額が基準額以上となる借入れについて、その締結を決定した都度、開示いたします。なお、株式会社三菱ＵＦＪ銀行からの借入れは、2026 年 10 月 30 日以降、３か月ごとのロールオーバーとする予定です。

４．今後の見通し

本件による当社の業績への影響はありません。

以 上

別表　個々の借入れ

【2025 年４月１日～2026 年３月 31 日締結分】（基準額：446.7 百万円（2025 年３月期末の純資産額 4,467 百万円の 10%））

① 株式会社三菱ＵＦＪ銀行

No.	締結年月日	元本の額	弁済期限	備考
1	2025 年４月 30 日	800 百万円	2025 年５月 30 日	2018 年８月 21 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（800 百万円）を返済し、新たに借入れ
2	2025 年５月 30 日	800 百万円	2025 年６月 30 日	2018 年８月 21 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（800 百万円）を返済し、新たに借入れ
3	2025 年６月 30 日	800 百万円	2025 年７月 31 日	2018 年８月 21 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（800 百万円）を返済し、新たに借入れ
4	2025 年７月 31 日	800 百万円	2025 年８月 22 日	2018 年８月 21 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（800 百万円）を返済し、新たに借入れ
5	2025 年８月 22 日	1,000 百万円	2025 年９月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,000 百万円（800 百万円及び 200 百万円））を返済し、新たに借入れ
6	2025 年９月 30 日	1,000 百万円	2025 年 10 月 31 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,000 百万円）を返済し、新たに借入れ
7	2025 年 10 月 31 日	1,000 百万円	2025 年 11 月 28 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,000 百万円）を返済し、新たに借入れ
8	2025 年 11 月 28 日	1,000 百万円	2025 年 12 月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。

				既存借入れ（1,000 百万円）を返済し、新たに借入れ
9	2025 年 12 月 30 日	1,000 百万円	2026 年１月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,000 百万円）を返済し、新たに借入れ
10	2026 年１月 30 日	1,000 百万円	2026 年２月 27 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,000 百万円）を返済し、新たに借入れ
11	2026 年２月 27 日	1,100 百万円	2026 年３月 31 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,100 百万円（1,000 百万円及び 100 百万円））を返済し、新たに借入れ
12	2026 年３月 31 日	1,100 百万円	2026 年４月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,100 百万円）を返済し、新たに借入れ

② 株式会社みずほ銀行

No.	締結年月日	元本の額	弁済期限	備考
13	2025 年５月 30 日	500 百万円	2025 年７月 31 日	2024 年７月 31 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ
14	2025 年７月 31 日	500 百万円	2025 年８月 29 日	2025 年７月 29 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ
15	2025 年８月 29 日	500 百万円	2025 年 11 月 28 日	2025 年７月 29 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ
16	2025 年 11 月 28 日	500 百万円	2026 年２月 27 日	2025 年７月 29 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ
17	2026 年２月 27 日	500 百万円	2026 年５月 29 日	2025 年７月 29 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ

【2026 年４月１日～2026 年９月 30 日締結分】（基準額：422.0 百万円（2026 年３月期末の純資産額 4,220 百万円の 10%））

① 株式会社三菱ＵＦＪ銀行

No.	締結年月日	元本の額	弁済期限	備考
18	2026 年４月 30 日	1,100 百万円	2026 年５月 29 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,100 百万円）を返済し、新たに借入れ
19	2026 年５月 29 日	1,100 百万円	2026 年６月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,100 百万円）を返済し、新たに借入れ
20	2026 年６月 30 日	1,100 百万円	2026 年７月 31 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。

				既存借入れ（1,100 百万円）を返済し、新たに借入れ
21	2026 年７月 31 日	700 百万円	2026 年８月 31 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（1,100 百万円）を返済し、新たに借入れ
22	2026 年８月 31 日	700 百万円	2026 年９月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（700 百万円）を返済し、新たに借入れ
23	2026 年９月 30 日	700 百万円	2026 年 10 月 30 日	2025 年８月 19 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（700 百万円）を返済し、新たに借入れ

② 株式会社みずほ銀行

No.	締結年月日	元本の額	弁済期限	備考
24	2026 年５月 29 日	500 百万円	2026 年７月 31 日	2025 年７月 29 日付契約に基づく借入れ。既存借入れ（500 百万円）を返済し、新たに借入れ

別記　財務上の特約の内容

① 株式会社三菱ＵＦＪ銀行

ア 2018 年８月 21 日付契約に基づく借入れ（2025 年７月 31 日以前に締結したもの）

（ア）各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、２期連続して経常損益を損失としないこと。

（イ）各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日における純資産の部の合計額の 75%未満としないこと。

上記のいずれかに抵触した場合は追加担保（定期預金担保）の差入れを行い、同一の項目に２期連続して抵触した場合は、貸付人の請求により期限の利益を喪失します。

イ 2025 年８月 19 日付リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に基づく借入れ（2025 年８月 22 日以降に締結したもの）

（ア）2026 年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を、2025 年３月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計金額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の 75%以上に維持すること。

（イ）2026 年３月決算期を初回とする各事業年度に係る単体の損益計算書において、経常利益の金額を０円以上に維持すること。

上記(ア)に抵触した場合又は(イ)に２期連続して抵触した場合、貸付人の請求により、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を喪失します（上記(イ)に抵触した場合には、追加担保の差入れを行います。）。

② 株式会社みずほ銀行

2024 年７月 31 日付及び 2025 年７月 29 日付コミットメントライン契約に基づく借入れ（いずれも同内容）

（ア）各事業年度（中間決算を含む。）における単体及び連結の決算において、純資産の部の合計金額を前事業年度末日の純資産の部の合計金額の 75％未満としないこと。

（イ）各事業年度（中間決算を含む。）における単体及び連結の決算において、２期連続して経常損益を損失としないこと。

上記に抵触した場合、貸付人は、通知のうえ、貸付極度額を減額し、又は契約を解約することができ、この場合、当社は直ちに貸付元利金を支払います。